

令和5年7月31日

総務大臣
松本剛明殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁

答 申 書

令和5年5月26日付け諮問第3169号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添1のとおりである。
- 2 本件、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第27条の3第1項の規定に基づき、同条第2項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する告示案については、次のとおり諮問された告示案に修正を加えた上で制定することが適当と認められる。
 - ・電気通信事業法第27条の3第1項の規定に基づき、同条第2項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する告示案の一部について、別添2のとおりとすること。

以上

(別添1)

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定に関する告示案
に対する意見及びそれに対する考え方

意見募集期間:令和5年6月1日(木)~同年7月3日(月)
案件番号:145210114

意見提出者一覧

意見提出者 5件(法人2件、個人:3件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	株式会社NTTドコモ
2	楽天モバイル株式会社
-	個人(3件)

意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <p>● 吸収合併に伴い、エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社を対象事業者から解除していただきたい。</p>	<p>考え方1</p>	
<p>当社は、当社の特定関係法人として指定されているエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社について、2023年7月1日付けで吸収合併を行ったため、電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける対象事業者から解除いただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 貴社がエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社を吸収合併したことが確認できたため、エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社を電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第27条の3第1項の規定による電気通信事業者の指定の対象から除外することが適当であると考えます。</p>	<p>有</p>
<p>意見2</p> <p>● 電気通信市場検証会議において引き続きNTTグループの動向を注視していただきたい。</p>	<p>考え方2</p>	
<p>本告示案においてエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社殿は電気通信事業法第27条の3第2項の規定の適用を受ける電気通信事業者指定されているところ、同社は、本年7月1日付けで株式会社NTTドコモ殿により吸収合併されております。</p> <p>当該指定は、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なからずある電気通信事業者に対し行われるものと認識しており、また、貴省に置かれた電気通信市場検証会議における議論を経て取りまとめられた「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」（令和3年12月17日総務省策定）においても、「電気通信市場における公正有効競争の実現、NTTの巨大・独占性の弊害を可能な限り改善し、NTTの経営の向上を図る等の観点から、各種事業分離時やNTT再編成時においては、その都度、公正競争条件が公表されてきた」「こ</p>	<p>○ 本意見募集の対象は、通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた囲い込みの禁止を内容とする事業法第27条の3の規律の対象となる電気通信事業者の指定に関するものでありますが、頂いた御意見については、総務省において今後の参考とされるものと考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>うした累次の公正競争条件については、(略)引き続き、NTTグループ各社において遵守することが必要である」(P7)とされています。</p> <p>しかしながら、今般の吸収合併は、2023年5月25日の株式会社NTTドコモ殿による報道発表から約1か月後の同年7月1日に行われていることから、同会議において十分な議論が尽くされないまま実施された懸念があると考えております。</p> <p>今後NTTグループ内で合併等の連携強化が行われる場合は、同会議における事前の十分な議論等、透明性・実効性のある検証を行っていただくとともに、電気通信市場における公正競争環境確保の観点から、同会議等において引き続きNTTグループの動向を注視いただきたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
<p>意見3</p> <p>● Wireless City Planning株式会社は対象事業者ではないのか。</p>	<p>考え方3</p>	
<p>Wireless City Planning株式会社は、UQコミュニケーションズ株式会社と同様、全国BWAサービスを提供するMNOであると思われるが、今回指定の対象となっていないのはなぜか。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>○ Wireless City Planning株式会社が提供する移動電気通信役務は全て卸電気通信役務であるため、同社は事業法第27条の3第1項に規定する「移動電気通信役務」を提供する電気通信事業者ではないことから、同項の規定による電気通信事業者の指定の対象にはならないものと考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>意見 4</p> <ul style="list-style-type: none"> ● KDDI Digital Life 株式会社を対象事業者該当するか検討をすべき。 ● プリペイド式プランは、契約期間の拘束と同様の効果を生じさせるものであり、行き過ぎた拘束期間となるものについては禁止すべき。 	<p>考え方 4</p>	
<p>本改正において、禁止行為規律の対象となる電気通信事業者として、KDDIの子会社である「KDDI Digital Life 株式会社」（以下 KDDI Digital Life）が含まれていない。</p> <p>KDDI Digital Life は、設立時のプレスリリース^{^1}によると、オンライン専用の「新ブランド」の「通信サービスの提供」を行うために設立されたとされており、この新ブランドは状況から povo であることが容易に想像できる。</p> <p>^{^1} プレスリリース： https://news.kddi.com/kddi/corporate/newsrelease/2020/10/30/4752.html</p> <p>一方で、KDDI Digital Life 株式会社は直接の povo のサービス提供事業者ではない理由として、当時の総務大臣がサブブランドでの廉価なプランの提供について「あまりに不親切」などと強く批判^{^2} したことから、建前上 KDDI がサービス提供事業者となっていることが容易に想像できる。</p> <p>^{^2} 大臣発言： https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02000969.html</p> <p>上記背景から、実質的に povo の提供事業者である KDDI Digital Life も禁</p>	<p>○ KDDI Digital Life株式会社は、電気通信事業を営む者ではないため、同社は事業法第27条の3第1項の規定による電気通信事業者の指定の対象にはならないものと考えます。</p> <p>○ 本意見募集の対象は、通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた囲い込みの禁止を内容とする事業法第27条の3の規律の対象となる電気通信事業者の指定に関するものでありますが、プリペイド式プランに関する御意見については、総務省において今後の参考とされるものと考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>止行為規律の対象にすべきである。</p> <p>さて、povo では、180 日や 360 日など長期間使える「トッピング」と呼ばれるプリペイドプランを提供している。これは、実質的に契約期間の拘束と同じ効果をもたらすものである。トッピングの利用可能期間の途中で解約した場合、実質的にトッピングを使っていない期間分の料金が無駄になることになり、適正な競争関係の観点から言うと、違約金（契約解除料）と同じ効果をもたらすものである。さらに、長期間トッピングと 30 日トッピングの差額は月あたり税抜き 170 円を超えている。</p> <p>したがって、KDDI Digital Life を禁止行為規律の対象に加え、プリペイド式プランについても行き過ぎた期間拘束を禁止すべきである。</p> <p>なお、KDDI 株式会社については、過去に特定関係法人の報告が漏れていたことがあった^{^3} こと、また、総務省におかれましては該当する法人がパブリックコメント^{^4} にて事前に指摘があったにも関わらず「電気通信事業法第 27 条の 3 第 1 項に規定する「移動電気通信役務」を提供する電気通信事業者ではないことから、同条第 2 項の規定の適用を受ける電気通信事業者には当たらないもの」と誤った認識で、告示を修正しなかったことも踏まえ、特に慎重に調査・検討を行うことを求めます。</p> <p>^{^3} 行政指導： https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000691.html</p> <p>^{^4} パブリックコメント： https://www.soumu.go.jp/main_content/000708304.pdf</p> <p style="text-align: right;">【個人 2】</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>意見5</p> <p>● 通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた囲い込みについて調査していただきたい。</p>	<p>考え方5</p>	
<p>モバイル市場における通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた囲い込みについての下記の調査をしていただきたい。</p> <p>1. 日本に於いて、apple 社の iphone が寡占状態にある。そもそも iphone の原価は5～6万円であるといわれています。それが発売時には15～19万円に設定されている。</p> <p>そもそも大手通信会社と apple 社でカルテルをしていると思われる。以前政府がメスを入れても新たな販売方法を捜して2年契約で本体代半額などと言って結局は囲い込みをしているのが現状である。</p> <p>折角、菅前総理大臣が通信費の引き下げをしても結局本体代金で通信会社だけが儲けている。</p> <p>スマホの寿命は3～5年といわれているが、2年程度でバッテリーが痛んできたりするのでバッテリー交換をしようとしたら、通信会社の各店舗は apple で対応するように言われた。結局 apple ストアで交換してもらおうと7,500円請求された。</p> <p>せいぜい、1～2,000円程度のバッテリーなのにこれも通信会社と共謀しているのではないか。</p> <p>モバイル端末事業に対して、メスを入れるのであれば通信会社間及び apple 社の癒着を徹底的に調査してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	<p>○ 本意見募集の対象は、通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた囲い込みの禁止を内容とする事業法第27条の3の規律の対象となる電気通信事業者の指定に関するものでありますが、頂いた御意見については、総務省において今後の参考とされるものと考えます。</p>	<p>無</p>

※提出された御意見については、整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を次のとおり指定する。

なお、令和四年総務省告示第三百二十一号（電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）は、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

- 一 株式会社NTTドコモ
- 二 沖縄セルラー電話株式会社
- 三 KDDI株式会社
- 四 ソフトバンク株式会社
- 五 UQコミュニケーションズ株式会社
- 六 楽天モバイル株式会社
- 七 株式会社インターネットイニシアティブ
- 八 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- 九 NTTビジネスソリューションズ株式会社

- 十 株式会社エヌ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ
- 十一 エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
- 十二 エヌ・ティ・ティ・メディアアサプライ株式会社
- 十三 NTTリミテッド・ジャパン株式会社
- ~~十四 エヌ・ティ・ティ・インターネット株式会社~~
- 十五 大分ケーブルテレコム株式会社
- 十六 株式会社オプテージ
- 十七 株式会社ケーブルネット下関
- 十八 株式会社ジェイコムウエスト
- 十九 株式会社ジェイコム九州
- 二十 株式会社ジェイコム埼玉・東日本
- 二十一 株式会社ジェイコム札幌
- 二十二 株式会社ジェイコム湘南・神奈川
- 二十三 株式会社ジェイコム千葉
- 二十四 株式会社ジェイコム東京
- 二十五 株式会社ソラコム

三十一 木二十五 中部テレコミュニケーション株式会社

三十二 七二十六 土浦ケーブルテレビ株式会社

三十三 八二十七 株式会社ドコモCS

三十四 九二十八 ビッグローブ株式会社

三十五 二二十九 横浜ケーブルビジョン株式会社

三十六 十三三十 楽天コミュニケーションズ株式会社